

令和6年台風第10号により被害を受けた 学生・御父母の皆様へ

令和6年台風第10号により被害を受け、大きな不安と混乱の中で生活することを余儀なくされている皆様の御心情をお察しするとともに、心よりお見舞い申し上げます。

今後の学業生活に支障をきたすような重大な被害を受けた世帯の学生を対象に、相談窓口を下記のとおり設けましたのでお知らせいたします。

記

1 相談方法

[お問い合わせフォーム](#)により、各キャンパス奨学金係にご相談ください。

2 対象者

令和6年台風第10号にかかる災害救助法適用地域に家族世帯がある学生（詳細は、[日本学生支援機構（JASSO）ホームページ](#)をご参照ください。）

※ 上記、災害救助法適用地域以外の地域で、表記災害により、重大な被害を受けた場合についてもご相談ください。

3 災害に対する奨学金

○明治大学災害時特別給費奨学金（給付型）

■対象 地震・風水害などの自然災害等により被害に遭い、家計支持者の家屋（災害救助法適用市域対象）が甚大な被害を受けた者

■金額 年額：授業料年額相当額又は授業料年額2分の1相当額（被害状況による。）

○日本学生支援機構奨学金

(1) 給付奨学金 家計急変採用

(2) 貸与奨学金 緊急採用・応急採用

（詳細は、[日本学生支援機構（JASSO）ホームページ](#)をご参照ください。）

○JASSO災害支援金（給付型）

生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた者

（詳細は、[日本学生支援機構（JASSO）ホームページ](#)をご参照ください。）

以 上

2024年9月2日

明治大学学生支援部学生支援事務室